

平成23年（不）第3号事件 一 命令の概要 一

1. 事件の概要

(1) 当事者

申立人 X組合

被申立人 Y会社

(2) 申立日

平成23年9月26日

(3) 概要

会社が、組合に対し会社解散の通知を行った後、組合が申し入れた、従業員の雇用継続等に関する団体交渉に応じなかったことが、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、X組合が救済を申し立てたものである。

2. 命令の内容（要旨）

(1) 会社は、会社解散に伴う従業員の解雇等に関わって組合が協議を求める議題に関し、組合と誠実に団体交渉しなければならない。

(2) その他の申立ては棄却する。

3. 判断の要旨

(1) 組合の団体交渉開催要求に係る会社の対応は、労働組合法第7条第2号の団体交渉拒否に該当するか。

組合が会社に申し入れた団体交渉事項は、①解散決定の撤回・事業の存続・全従業員の雇用の継続に係る要求、②事業廃止を回避すべく努力したことの痕跡がないことについての説明、③今回の解散決議に至る経過・その理由、事業の停止・全員の整理解雇の必要性・合理性等についての詳細説明、団体交渉に先立って過去3年間の財務諸表を開示することの要求であり、組合員の雇用及び労働条件に関する事項であることから、義務的団体交渉事項である。

会社は、団体交渉に応じない理由として、「臨時株主総会の会社解散・清算決議の撤回を求める団体交渉には応諾できないこと、株主総会の専権事項につき、取締役会及び代表取締役にはこれに立ち入る権限がないこと」を主張する。

確かに、会社解散・清算決議は、株主総会の専権事項に属するものであるが、それらに伴う従業員の解雇等については労働関係の変更や修了に当たるものであり、これらについては使用者に団体交渉義務がある。

会社は、上記以外の主張をしていないこともあり、会社が主張する理由では、団体交渉を拒否する正当な理由があるとは認められない。

したがって、組合の団体交渉開催要求に係る会社の対応は、労働組合法第7条第2号の団体交渉拒否に該当する。

(2) 会社解散・清算決議後の救済利益

会社は、会社が清算法人に移行した場合、会社と社員との関係では財産上の処理が中心であって、団体交渉は清算の目的の範囲外である旨主張する。

しかし、清算人の職務権限としては、会社の主張するもののほか、従業員対策等も清算人の職務であり、会社解散に伴う従業員の解雇等に係る団体交渉に

応じること、清算人の清算事務に該当するものである。

また、組合の求める救済のうち、会社解散に伴う従業員の解雇等に関わる団体交渉の議題は、法令上又は事実上実現することが不可能（労働委員会規則第33条第1項第6号）なものとは言えず、会社が救済命令を履行することは可能であることから、本件申立てに係る救済利益が存在すると判断する。